

不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る 業務規程等の一部改正について

平成 26 年 5 月 22 日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、本年 5 月 31 日から施行します。

今回の改正は、上場会社等に関し、報道等により投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれのある情報が生じた場合であって、その事実関係についての適時かつ適切な情報開示までに時間を要するときなどに、投資者に対してより機動的かつ柔軟に当該情報の存在を周知して注意喚起を行うことができるよう、現行の開示注意銘柄制度を改善するものです。

II. 改正概要

当取引所は、次の a 又は b のいずれかに該当する場合であって、その周知を必要と認めるときは、投資者に対する注意喚起を行うことができるものとします。

- a. 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき。
- b. その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情があるとき。

(備 考)

- ・業務規程第 30 条等

III. 施行日

本年 5 月 31 日から施行します。

以 上